

土木交通部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン

旧	新
<p>4. 総合評価タイプおよび評価項目</p> <p>4-3. 各評価項目について</p> <p>⑤ i-Construction への取組</p> <p>建設産業の生産性向上と魅力ある業界づくりを推進するため「i-Construction への取組」を評価し、次のとおり加算点を与える。なお、評価点を与えた場合において、受注者の責めに帰すべき事由により履行が確認できなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。</p> <p>評価対象工種は、土工（道路土工、河川土工、砂防土工）、土工（土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満）、小規模土工、法面工（土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満）、舗装工（路盤工の施工を含む工事）および舗装工（修繕工）とする。なお、ICT 活用工事および簡易型 ICT 活用工事の実施および費用等については、滋賀県土木交通部における ICT 活用実施要領 滋賀県土木交通部技術管理課（入札公告時点最新版）による。</p> <p>&lt;土工（土工量 1,000m<sup>3</sup> 以上）の場合&gt;</p> <p>受注者希望型 ICT 活用工事の ICT 土工（土工量 1,000m<sup>3</sup> 以上）に適用し、発注者指定型 ICT 活用工事には適用しない。土工量は、土木工事標準積算基準における掘削・路体（築堤）盛土・路床盛土を対象とし、工事全体での合計量とする。</p>	<p>4. 総合評価タイプおよび評価項目</p> <p>4-3. 各評価項目について</p> <p>⑤ i-Construction への取組</p> <p>建設産業の生産性向上と魅力ある業界づくりを推進するため「i-Construction への取組」を評価し、次のとおり加算点を与える。なお、評価点を与えた場合において、受注者の責めに帰すべき事由により履行が確認できなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。</p> <p>評価対象工種は、土工（道路土工、河川土工、砂防土工）、土工（土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満）、小規模土工、法面工（<del>土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満</del>）、舗装工（路盤工の施工を含む工事）および舗装工（修繕工）とする。なお、ICT 活用工事および簡易型 ICT 活用工事の実施および費用等については、滋賀県土木交通部における ICT 活用実施要領 滋賀県土木交通部技術管理課（入札公告時点最新版）による。</p> <p>&lt;土工（土工量 1,000m<sup>3</sup> 以上）の場合&gt;</p> <p>受注者希望型 ICT 活用工事の ICT 土工（土工量 1,000m<sup>3</sup> 以上）に適用し、発注者指定型 ICT 活用工事には適用しない。土工量は、土木工事標準積算基準における掘削・路体（築堤）盛土・路床盛土・<del>法面整形</del>を対象とし、工事全体での合計量とする。</p>

旧	新
<p>&lt;土工（土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満）の場合&gt;  受注者希望型 ICT 活用工事の ICT 土工（土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満）に適用し、発注者指定型 ICT 活用工事には適用しない。土工量は、土木工事標準積算基準における掘削・路体（築堤）盛土・路床盛土を対象とし、工事全体での合計量とする。</p> <p>&lt;土工（小規模土工）の場合&gt;  ※1 ICT 活用工事：下記①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用する工事  【ICT 活用の施工段階】  ①従来手法、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工  ※2、  ④三次元出来形管理等の施工管理（断面管理を標準とする）、⑤三次元データの納品</p> <p>&lt;法面工（土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満）場合&gt;  受注者希望型 ICT 活用工事の ICT 法面工（土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満）に適用し、発注者指定型 ICT 活用工事には適用しない。なお、法面工における土工量 1,000m<sup>3</sup> とは、盛土量および切土量が 1,000m<sup>3</sup> 未満の場合をいう。</p> <p>※1 下記①～⑤の段階のうち②、④、⑤を必須とし、ICT 施工技術を</p>	<p>&lt;土工（土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満）の場合&gt;  受注者希望型 ICT 活用工事の ICT 土工（土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満）に適用し、発注者指定型 ICT 活用工事には適用しない。土工量は、土木工事標準積算基準における掘削・<del>路体（築堤）盛土・路床盛土</del>法面整形を対象とし、工事全体での合計量とする。</p> <p>&lt;土工（小規模土工）の場合&gt;  ※1 ICT 活用工事：下記①、②、③、⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用する工事  【ICT 活用の施工段階】  ①従来手法、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工  ※2、  ④<del>該当なし</del>、⑤三次元データの納品</p> <p>&lt;法面工 <del>（土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満）</del>の場合&gt;  受注者希望型 ICT 活用工事の ICT 法面工 <del>（土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満）</del>に適用し、発注者指定型 ICT 活用工事には適用しない。 <del>なお、法面工における土工量 1,000m<sup>3</sup> とは、盛土量および切土量が 1,000m<sup>3</sup> 未満の場合をいう。</del></p> <p>※1 下記①～⑤の段階のうち①、④、⑤を必須とし、ICT 施工技術を</p>

旧	新
<p>部分的に活用する場合とする。</p> <p>ただし、法面整形工（土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満）については、②、③、④、⑤を必須とする。</p> <p><b>【ICT 活用の施工段階】</b></p> <p>①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品</p> <p>&lt;舗装工（修繕工）の場合&gt;</p> <p>受注者希望型 ICT 活用工事の舗装工（修繕工）に適用し、発注者指定型 ICT 活用工事には適用しない。</p> <p>※1 下記の①～⑤の段階のうち②、④、⑤を必須とし、ICT 施工技術を部分的に活用する</p> <p><b>【ICT 活用の施工段階】</b></p> <p>①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品</p>	<p>部分的に活用する場合とする。</p> <p><del>ただし、法面整形工（土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満）については、②、③、④、⑤を必須とする。</del></p> <p><b>【ICT 活用の施工段階】</b></p> <p>①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③該当なし ④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品</p> <p>&lt;舗装工（修繕工）の場合&gt;</p> <p>受注者希望型 ICT 活用工事の舗装工（修繕工）に適用し、発注者指定型 ICT 活用工事には適用しない。</p> <p>※1 下記の①～⑤の段階のうち①、④、⑤を必須とし、ICT 施工技術を部分的に活用する</p> <p><b>【ICT 活用の施工段階】</b></p> <p>①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品</p>